

## リース契約書（案）

リース物件	別記のとおり
契約単価（月額）	金 円 （消費税及び地方消費税別）
契約期間	自 平成29年11月 1日 至 平成36年10月31日
引渡場所及び引渡方法	公立大学法人福島県立医科大学の指示による
設置場所	公立大学法人福島県立医科大学附属病院
契約保証金	

借主「公立大学法人福島県立医科大学」を甲とし、貸主「  
」を乙として、医療機器のリース（賃貸借）について、次に定めるところにより契約を締結する。

### （総則）

第1条 乙は、頭書の物件（以下「物件」と言う。）を購入し、頭書の契約単価をもって頭書の契約期間中に甲に物件をリースするものとする。

### （検査及び引渡し）

第2条 乙は、甲の指示により、遅延なく頭書の場所で物件を引渡さなければならない。なお、物件の搬入・設置に係る費用の一切は乙の負担とする。

2 甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管する。

3 甲は、搬入された物件について検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受書を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に引渡されたものとする。

### （物件の瑕疵等）

第3条 第2条の検査により物件の瑕疵が発見された場合、および物件の引渡し後に隠れた瑕疵が発見された場合、甲はただちに乙にその旨通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けた場合、ただちに乙の負担において、瑕疵の程度に応じ、当該物件の修理を行うか、当該物件の瑕疵のない新たな物件と交換するとともに、甲に対し事情を報告しなければならない。当該修理又は取替え後の物件にかかる設置及び検査については、第2条の規定を準用する。

### （有償延期及び遅延利息）

第4条 乙の責めに帰すべき事由により、契約開始日に物件を使用開始できる見込みがないと

きは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に契約開始日の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、契約開始日経過後相当の期日内に物件を使用開始できる見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として契約開始日を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により契約開始日を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該契約開始日の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ未済相当額に年2.7%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。  
（天災地変、不可抗力等による無償延期等）

第5条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は、甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、契約開始日の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第15条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。また、物件の選択または決定に際し甲に錯誤があった場合においても同様とする。

（リース料等の支払）

第6条 甲は、乙に対し物件のリースの対価として、毎月、頭書の契約単価のリース料を支払う。

2 乙は、毎月分のリース料を計算し、翌月の5日までに甲に請求書を送付する。

3 甲は、審査のうえ請求書を受領したときは、月末締め翌月末日に、乙の指定する銀行口座にリース料を振込、支払うものとする。

4 請求金額は、契約単価に100分の108（8%は消費税及び地方消費税額）を乗じて得た金額（円未満切捨て）とする。

5 甲は、本契約に基づくリース料等債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年2.7%の割合で計算した金額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときはその端数金額又はその金額を切捨てる。）を乙に支払うものとする。

（機密保持義務）

第7条 乙は、この契約を履行するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。契約期間満了後及び契約解除後も同様とする。なお、個人情報を取り扱うに当たっては別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（物件の使用・保存等）

第8条 甲は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って物件を使用する。

2 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つよう保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず修繕し修復するか、

物件と同等な状態もしくは性質の同種物件と取替えをし、その一切の費用を負担する。この場合、乙は何らの責任も負わないものとする。

- 3 甲は、物件の設置、保管および使用にあたり、甲の責めに帰すべき事由により第三者または甲および甲の使用人に損害を与えたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決するものとする。

(物件の所有権侵害の禁止等)

第9条 甲は、契約期間中に物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れる等乙の所有権を侵害する行為をしない。

- 2 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしない。

- (1) 物件を他の不動産または動産に付着させること。
- (2) 物件の改造、加工、模様替え等によりその原状を変更すること。
- (3) 物件を第三者に転貸すること及び物件の占有を移転し、または本契約書記載の保管場所から物件を移動すること。

四 この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。

- 3 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知する。

- 4 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識を物件に貼付できるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付するものとする。

(物件の滅失・毀損)

第10条 物件の引渡しからその満了までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲は、乙に対して書面でその旨を通知するとともに、残リース料を支払い、支払いがなされたときに本契約は終了する。

(物件の保険)

第11条 乙は、リース期間中、物件に動産総合保険を付保する。

- 2 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅延なく乙に提出するものとする。
- 3 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙は次の定めに従う。
  - (1) 物件が修復可能な場合には、乙は、甲が第8条第2項の規定に従って物件を修繕し修復するか、取替えをした場合に限って、保険金相当額を甲に支払う。
  - (2) 物件が滅失し、または毀損して修復不可能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、物件に係る第10条の債務の弁済を免れる。

(リース期間満了後の所有権等)

第12条 物件のリース期間が満了し、当該契約に基づく甲の乙に対するすべての債務が履行されたときは、乙は甲に対して当該物件を原状有姿にて無償譲渡するものとする。

- 2 乙が物件を甲に無償譲渡する際には、薬事法その他関係法令に従い物件の製造販売業者に通知し、当該製造販売業者の指示を遵守するものとする。また、当該指示により物件について検査、調整等が必要となる場合には、甲がその費用の全てを負担するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、本契約を履行しないとき。
- (2) 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- (3) 乙が第13条の規定に違反したとき。
- (4) 乙に本契約の履行が困難と見なしうる客観的事由が生じたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは、使用人等に不正の行為があったとき。
- (6) 甲への事情説明の期日に乙又はその代理人が出席しなかったとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- (8) その他契約を継続しがたい事由のあるとき。
- (9) 前各号の一に該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契

約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 4 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.7% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(乙の解除権)

第 16 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲が本契約の条項の一つにでも違反したとき。

(2) 甲の経営が悪化する等し、本契約を履行することが困難と乙が認めたとき。

2 前項の規定により本契約を全部又は一部を解除するとき、甲は、物件を甲の負担で乙に返還するとともに残リース料を乙に支払う。なお、後日、乙が当該物件を処分したときは、乙は所要経費を差引いた残額を甲に支払う。

3 第 1 項の規定による本契約の変更又は解除において、乙に損害が生じたときは、甲は乙に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(談合による損害賠償)

第 17 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定に

よる課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(違約金等の徴収)

第18条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを甲の検査に合格した既納部分の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第19条 本契約に定めのない事項並びに契約条項の疑義を生じたときには甲、乙誠意をもって協議し、解決をはかるものとする。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 福島県福島市光が丘1番地  
氏名 公立大学法人福島県立医科大学  
理事長 竹之下 誠一 印

乙 住所  
氏名  
印



## 別記2

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還等)

第7 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。但し、甲が別に指示したとき若しくは、法令により乙が保持を義務づけられている個人情報の場合は、この限りではない。

#### (事故発生時における報告)

第8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (調査等)

第9 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

#### (指示)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。



(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第12 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第13 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。